

常陸大宮市教育委員会告示第 3 号

常陸大宮市文化財保護条例（昭和 5 1 年大宮町条例第 1 8 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の文化財を常陸大宮市指定有形文化財に指定する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

常陸大宮市教育委員会

記

1	区 分	有形文化財
2	文化財の種類	古文書
3	名 称	永田由紀夫家文書
4	員 数	1 7 0 点
5	所 有 者	住 所 常陸大宮市北塩子 1 7 2 1 番地 氏 名 常陸大宮市文書館 館長 富田 聡